

個人質問

私道の舗装は住民の悲願、 半額補助制度の創設を!!

桜田 秀雄

私道舗装の助成

問 本市は乱開発によって私道の団地が点在している。関係住民にとって生活道路の舗装は悲願です。私道の舗装化へ半額補助制度を創設し、市民と協働による住環境の整備を図るべきと思うが如何か。

市長 現在、市道の舗装率は86・3%で67キロメートルが砂利道です。厳しい財政状況の中で住民の要望に対応し切れていない。私道の舗装に対する助成について、現在のところ考えていませんが、公共性の高い私道については、砕石等の支給を行っておりますので、ご理解願いたい。

放置火災家屋の撤去

問 市内に、私が掌握しているだけで6軒の火災家屋が長期間放置されている。周辺住民にとって火災の恐怖を思い出させる家屋の放置は言葉に言い表せない苦痛を感じるものです。2次災害や防犯上、早期に撤去すべきと思うが如何か。

市長 火災家屋の後片付けは建物所有者の責任において対応していただくことになっております。



市民協働の草刈り作業

市民協働の草刈り作業

ます。

市民協働の草刈り作業

ます。

市民協働の草刈り作業

ます。

市といたしましては近隣

住民から相談もあり、建物の倒壊によって近隣住宅に被害を及ぼす恐れもあることから、所有者に文書で早期撤去を依頼しているところである。なお、某物件については解体・撤去の依頼を受けた方が窓口に相談に見えたことから、今後撤去が進むものと思われる。

市民参加協働条例

問 市民と行政の協働の推進が重要だが、関係する条例の提案はいつごろを予定しているのか。

市長 市民意識の多様化に伴い、市民の街づくり活動への参加意欲が高まっており、市民の理解と協力のもとに街づくりを進めること

が不可欠です。

本市では、各種審議会や委員会などへの市民公開懇談会の開催、インターネットのホームページを利用したパブリックコメントの実施など、市政への市民参加機会の充実に努めてまいりましたが、市民参加の機会はまだ十分とは言えない状況です。市民と行政の協働を推進するために、市民が主体的に行う福祉活動や街づくり活動の成果が得られるよう支援・育成などの仕組みを構築することや、パートナーシップのあり方、さらには市民との連携が図れる分野には、どんなものがあるかについて、検討を進めていく必要があります。

情報公開

問 公文書公開条例の請求者の範囲、手数料、一件の定義などについて市民の皆さんから問題が提起されています。ご見解をお聞かせ下さい。

市長 請求者の範囲につきましては、本市への在勤、在学者を含む広い意味での市民の皆様、あるいは本市の事務事業に関わりのある利害関係者としております。また、手数料は一件200円です。一件の定義は、決済、供覧等の手続きを同一にするものです。

問 高すぎるとは思いませんか。事務を改善し一覧表にまとめれば一件200円で済むのではないか。市民に数万円もの負担をかけるのではなく事務の改善、ホームページを活用し積極的に公開すべきです。

市長 今後は個人情報保護を除いて、原則公開を基本として透明性の確保に努めてまいります。

意見 私には、情報公開とは

市民参加、開かれた市政への入り口であると考えております。情報公開の先覚者となりましたある町長は、行政の持つ持っている資料や情報はすべて町民のものであり包み隠さず提供したい。そして、本来、祭文化や祭例化の必要もないが、後の町長によって町政が変わってもいけないので、あえて条例化したと述べています。平和憲法の制定で、国主権は国民の制定と宣言されました。国の情報公開法の制定は第2の民主主義の夜明けであると言われております。地方の時代が協働なくして市民のものあり得ません。情報公開制度の認識をいかに持つかが問われています。